

加古川市障害者通所費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定。以下「事業要綱」という。）第3条第2項第4号の規定に基づき、施設に通所する者に対し、当該通所に係る費用を助成することについて必要な事項を定める。

(施設)

第2条 この要綱において施設とは、次の各号のいずれかに該当するもので通所施設に限るものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項及び第2項に掲げる障害福祉サービスを支給する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設
- (2) 法第77条第1項第4号に規定する地域活動支援センター
- (3) 障害者小規模通所援護事業補助金交付要綱等により各市町から補助金の交付を受けている小規模作業所

(対象者等)

第3条 助成の対象となる者（以下「通所者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者。
- (2) 他の法令等による通所費用の助成対象でない者。ただし、前条第2号及び第3号に通所する場合はこの限りでない。

2 助成の対象となる通所費用は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住所地から施設に至る経路のうち、運賃、時間、距離等の事情から、最も経済的、合理的で、かつ安全と認められる経路の交通機関（タクシーを除く。）定期乗車券の購入費用。

(2) 施設が月あたりの料金を定めて行う送迎経費。

3 前条第1号に規定する施設に通所し、当該施設から通所費用の一部について支給を受けている者は、当該支給額を控除して助成するものとする。

4 前条第2号に規定する施設に通所し、加古川市地域活動支援センター事業運営費補助金交付要綱（平成20年4月1日福祉部長決定）の規定に基づく高額交通費の助成を受けている者は、当該助成額を控除して助成するものとする。

(助成額)

第4条 通所費用の助成額（月額）は、月単位で算定し、次項の各号に掲げる経費を合算できるものとし、月額10,000円を限度とする。

2 対象者が交通機関の運賃の割引を受けられる場合は、割引後の額により算定する。

(1) 鉄道を利用する場合は、定期乗車券の価格を1箇月あたりに換算した価格に2分の1を乗じた額とする。

(2) 路線バスを利用する場合は、定期乗車券の価格を1箇月あたりに換算した価格に3分の1を乗じた額とする。

(3) 前条第2項第2号の経費については、負担額に2分の1を乗じた額とする。

3 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第5条 通所者又はその保護者（以下「通所者等」という。）で通所費用の助成を申請する者は、毎年度3月に加古川市障害者通所費用助成申請書（以下「申請書」という。）に施設の長（以下「施設長」という。）の証明を受け、費用の負担を証明する書類を添えて通所費用の助成（以下「助成」という。）を市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、申請書を審査のうえ助成の可否及び助成額を決定し、加古

川市障害者通所費用助成決定通知書により通所者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするときは、施設長に通所者の通所状況を確認するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者に対して、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(様式)

第8条 申請書、その他書類の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。